

02・10
21号

石井としお後援会
事務所 長生村七井上二三八七―二
電話 0475(32)1974

高根地区不法投棄工事用パネルが 完全撤去されました。

— 9月25日定例議会、石井としお質問に立つ —

九月二五日に開催された定例議会は高仲、高瀬、関、米倉、石井の各議員が質問に立ち、石井としおは「働く者と住民が主人公である」立場から五項目について質問をしました。また、一三年度決算審査特別委員会を設置し専門に審査することになりました。さらには国民健康保険の値上げ提案として「七〇歳以上のお年寄りに掛け金のアップと医療費値上げ」と「法人(中小法人も含む)に外形標準課税を導入する」意見書には「弱者に厳しいこと」と考え反対しました。また、国民を戦争に巻き込む「有事法制に反対する意見書」と他の補正予算などには全て賛成いたしました。以下、報告となります。



高根地区で工事用パネルが完全撤去

六月議会後の村内雇用拡大と 失業対策等について

石井、六月議会で新しく開園する老人施設に対して村内雇用の要請をした回答について、それから失業されている方が再就職の為の資格取得の助成金がだせないものか、雇用対策係りの設置をしたらどうか、八積駅の無人時間における警察滞在時間の確保などについて伺います。

村長答弁、七井土の老人施設は試験の段階ですから雇用は聞いていません。失業されている方には職安で教育訓練給付制度がありますので活用してもらいたい。村に雇用対策係りを設置する考えはありません。八積駅夜間の警察滞在時間については現在、村の防犯指導員、役場自衛消防隊のパトロールなどの協力を得て、駐在所の設置を要望しています。

自治会館建設の補助金アップ と都市ガス問題について

石井、自治会館の建設補助金が現在四〇〇万で足りない為、自治会員に建設資金の協力をしてもらっています。中には一人一〇〇万を寄付した」という話も聞きます。自治会館の建設、立替の補助金の増額を願います。

ガス事業です。第三次総合計画では「ガス事業の推進と検討」と書か

れています。住民からは「村にガスが出ていないのにどうして」「多少金額が出て都市ガスが良い」との要望があります。ガス事業についての見直しをお聞かせください。

村長答弁、自治会館の建設補助金は今年四月から四〇〇万にアップし、財源も厳しいので今のところ考えていません。都市ガスについては過去の調査でプロパンガスの方が有利であること、民営事業者からは区域が限定され、公営と民間が村内に存在することになり不都合であると考え断念した経過があります。

企画財政課長答弁、自治会館の建設は自治会の規模に応じて応分の負担をしていただくのが住民自治の原則かと思えます。

石井再質問、「自治会館の建設補助金のアップはしない」とのことですが、自治会館は住民相互の親睦を深める意味で大変重要であります。本来、村のお金で自治会館を建設することが望ましいと思えます。「財源が厳しい」とのことですが一三年度の決算書を見ると財政調整基金一三億円があり、県内を見ると陸沢と茂原で五〇〇万、柏では二〇〇〇万の補助金です。自治会館の建設補助金のアップを再度、質問します。

ガス事業です。ガス会社に聞くと「ガス工事の七〇%が道路の掘削費」とのこと、下水工事とセットでガスの本管を入れたらどうでしょうか、ガス事業への住民アンケートをお願いします。

企画財政課長再答弁、自治会館の建設補助金は先ほども言いました

がアップしません。今は下水事業に力を入れていきますので、ガス事業へのアンケートも取りません。

「通学路なので撤去して」 工事用パネルにクギが

石井、高根地区本郷では七年前、農地に工事用パネルが積み上げられ一度は焼却してもらったものの、昨年の秋から再び工事用パネルが三〜四メートル積み上げられたのです。パネルにはクギが飛び出し、強風による飛来など大変危険でした。子供を持つお母さんより「通学路なので撤去してほしい」との声を聞き、役場に現場を立会ってもらい、警察も動き、やっと八月三〇日に完全撤去されました。また、七井土S企業の不審物についても九月中には解決することも聞いています。そこで、高根、一松、八積に今も残る不法投棄現場への解決に向け、今後の対策をお聞きます。

村長答弁、長生支庁、県民環境課に解決策を要請してきましたが不法投棄者が見つからず撤去が不可能であります。一松地区の撤去には七〇〇〇万、八積信友地区では三〇〇〇万は下らない金額であります。

石井再質問、高根地区では裁判の結果が七月に出され上告もありませんでした。「相手が撤去してなければ自費で片付けるしかないのか」と、地権者は頭を痛めています。八積地区信友では「不法投棄者が不明」とのことですが地元住民が心配することは環境破壊です。当面の

対策として「水質の調査」と「解決に向け村から県に要請してもらおうこと」の要望が出されています。具体的な対応について伺います。

「信友地区の水質調査は 早急に対応します」

下水環境課長答弁、高根地区で残る場所については裁判で結審がいたということですから県と相談します。一松地区では中間処理業者もヤミの業者がからみ警察も含めて関係機関が調査しています。八積信友地区の問題です、六月に地権者の了解を得て立ち会い何点か証拠を見つけています。水質調査については関係機関と相談し早期に対応してまいります。



10月1日、戦後最大級の台風による被害

役場のホームページに

例規集などの追加を

石井、近隣役場ホームページを見ると例規集や職員募集、首長への質問箱、議会報告などいろいろいと掲載がされています。村のホームページ

の充実策として例規集や村内企業や職員募集の案内、村長への質問無料地引なども加えたらどうでしょうか、伺います。

村長答弁、七月からホームページを開設してきました。内容は村の紹介、広報などを掲載しています。村の例規集等については現在、内部の検討委員会で検討しています。

合併問題、茂原市の借金 八一〇億円の返済はだれが

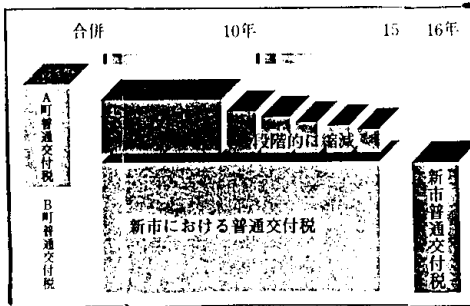
石井、合併問題について三点質問します。①村が市町村合併問題調査研究会に入った趣旨と姿勢は何か

②合併した場合の職員と議員数、地方交付税、住民税率、法人税率の見通しが市町村合併問題調査研究会でどう議論されているか③村長は六月の議会後「合併問題は住民が決める」といわれたが、決め方は住民投票なのか、等について伺います。

村長答弁、①九月一九日には長生郡市で任意の合併協議会を設置し本村より住民の代表である議長と合併特別調査研究委員長が入りました。②合併後の職員、議員、地方交付税、住民税などは任意協議会で明らかになります。③合併問題は行政の効率化や住民サービスの向上を考え、合併の方法や枠組み、市の名前など住民の意見を聞きながら新しい協議会の決定事項や意見を聞き判断します。

石井再質問、「合併後の数値は分らない」とのことですが、県の合併パンフを見ると地方交付税が

合併した一六年後には三割くらい減り、議員は一四四から四〇名、職員も減です。また、福祉は昨年合併した、さいたま市では「胃ガンの検診や、ゴミ袋、保育料金など、高いところに合わされ値上げされた」と聞きます。問題は合併によって職員、議員、交付税が減らされ、福祉が引き下げられるということだと思います。また、茂原市の借金八一〇億円の内、土地の返済として合併で使えるのは「特別交付税一〇億円」です。残りの八〇〇億円は合併した市町村で返済して行くことになるのです。このデメリットについて答弁をお願いします。



合併11年後から交付税が減る。(県の資料)

企画財政課長答弁、合併後一〇年間は同じ交付税です。議員については合併すると四〇人です。「合併によつて福祉が下げられる」と言われますが県のパンフでは「合併によりサービスは高いところに合わせ負担は低いところに」と書かれています。茂原市の借金については土地の返済計画に基づいて処理されると思います。

村長再答弁、住民投票は住民説明会、住民アンケートなどをを行い住民の意見を聞き判断します。

合併の資料は回覧ではなく 全戸配布をお願いします

石井要望意見、合併問題で大切なことは住民が判断できる材料をどう提供するかです。栄町では「町で作成したパンフを全戸に配布する」と言い、新潟の県東部研究会では六月に研究会を作り二回に亘つて資料を全戸配布しています。村では合併のパンフを自治会を通じて住民に回覧しました。回覧ではなく全戸配布をお願いします。合併問題は住民の中に十分な情報を提供し議論を作つて頂くことをお願いします。

「議員の顔が見えない 議会を傍聴して思う」

今回の議会を傍聴した八積地区の住民です。一般質問に立つ議員が五人でした。十八人の議員がいるのに質問をしない議員は普段どんな活動をしているのか分からない、傍聴すれば人の顔は見える。ただ座っているだけでは何を考え、どんな活動をしているか見えないのです。合併問題や住基ネット、産業廃棄物、福祉などどのように考えているのか議会の中で生の声を聞きたいのは私だけなのでしょうか。今後は全ての議員の顔が見えるような議会にして下さい。

九月議会を終えて

ホームページも開設
—石井としお—

一〇月一日の台風では七井土、水口方面を巡回させてもらいました。倒木や強風による飛来事故があり役場建設課や地元で整理にご協力くださった方々、ご苦勞様でした。九月議会後の調査で茂原市八一〇億円の中身として土地が二〇一億、地方債が六〇〇億であり、長生郡市の借金合計も一三三〇億円と分かりました。これも「合併した市町村」で返済です。議会も「質問が浅いぞ」というご意見を頂きました。今後ご指導お願いします。また、ホームページも開設しましたのでご覧ください。

無料法律相談のお知らせ

法律関係でお困りの方は遠慮なくご相談ください。顧問弁護士を呼びます。相談は事前予約四名までです。

- いつ 十一月九日(土) 午前一〇時から
- どこ 石井としお後援会 事務所
- 申込み (三三)一九七四

